

セーフティネット制度融資に対する信用保証料及び利子補給助成 実施要領

1 事業趣旨

信用保証協会に支払う保証料（以下「保証料」という）の一部及び当該融資利率の利息の一部を協会が助成することにより、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

○利子補給助成事業の新規受付廃止について

平成 29 年度以降に信用保証料の助成を行った融資については利子補給助成を行わない。

2 助成対象者

（一社）兵庫県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者であること。

3 助成対象融資

(1) 保証料助成

兵庫県内の金融機関から借り受けた融資であって、次のいずれかに該当すること。

- ・国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～ 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る保証料。
 - ・国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 2 条」に基づき指定された保証）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条」に規定する保証）の認定を受けた融資に係る保証料。
 - ・原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資に係る保証料。
- ※毎月の返済に保証料額が組み込まれているなど、分割払いの場合は対象としない。

(2) 利子補給助成

協会が（1）の保証料助成を行った融資。

4 対象事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 6 日までの保証料の支払に対する事業とする。
なお、令和 8 年 1 月以降に支払った保証料についても考慮し、審査のうえ対象とする。

5 助成交付額

(1) 保証料助成

保証料の 2 分の 1 の額（上限 2 0 万円）※ 2 0 万円に達するまで再助成することができる。

(2) 利子補給助成

①利子補給率（貸出利率が利子補給率を下回る場合は貸出利率まで。）

借入日が平成 2 6 年度以前の融資：年 0. 6 %で算定した額

借入日が平成 2 7 年度以降の融資：年 0. 4 %で算定した額

借入日が平成 2 9 年度以降の融資、平成 2 9 年度以降に信用保証料の助成を行った融資については利子補給を行わない。

②利子補給期間

借入日から 1 0 年以内とする。

6 公募期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

但し、予算枠に達したときは最終申請期限前であっても申請受付を終了する。

7 提出書類

(1) 保証料助成

様式1「信用保証協会保証料助成申請書」に以下の書類の写しを添付して提出すること。

- ・「セーフティネット保証に係る認定書」等
- ・「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」
- ・「融資（貸付）計算書」
- ・保証料を一括支払いしたことが分かる書類
「領収書」又は「金融機関の振込受取書」等

(2) 利子補給助成

様式2「金融機関利子補給助成申請書」に以下の書類の写しを添付して提出すること。

- ・借入利息を支払ったことが分かる書類「口座引き落としの場合は通帳写し」等
- ・「借入返済予定表」が更新された際はその予定表

8 助成金の交付

四半期毎に交付する。

9 助成金の返納

保証料の助成金交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還等により保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会へその旨を申告し、その返還額に相当する助成金を協会へ返納しなければならない。

申込み・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL: 078-882-5556